

第2 収容人員の算定

1 共通の取扱い

(1) 従業員の取扱いは、次によること。

ア 従業員の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず、平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ、臨時的に雇用されるものにあつては、従業員として算入しない。

なお、短期間かつ、臨時的に雇用されるものとは、その雇用期間が1ヶ月未満のものをいう。

イ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業員の数に算入する。

ウ 交代勤務制の場合は、通常の勤務時間帯における従業員数とすること。なお、重複して勤務する体制の場合は、合算する。

エ 階単位で収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂等は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定する。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、この限りでない。

(2) 収容人員を算定する場合の床面積の取扱いは、次によること。

ア 単位面積当たりで除した際的小数点以下の数は切り捨てる。ただし、5項イの宿泊室の算定は、宿泊室ごとに除して得た数（小数点以下の端数を切り上げる。）の合計とする。

イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。

(3) 固定式のいす席とは、構造的に固定されているもの又は設置されている場所が一定で固定的に使用され、かつ、移動が容易に行えないものをいう。

なお、次に掲げる床に固定されないいす席は、「固定式のいす席」として取り扱うこと。

ア ソファ等はいす席

イ いす席の相互を連結したいす席

なお、アについては、新築、改築（一部改築を除く。）時のみに適用し、その他の建築については適用しない。

(4) 令別表第一（1）項から（15）項までのいずれかの防火対象物と個人住宅とが複合している建物の場合、当該個人住宅部分の居住者は収容人員に算入しない。

2 政令別表第一の項ごとの取扱い

(1) (1) 項の防火対象物

ア ます席等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分は、その他の部分として0.5㎡で除して算定すること。

長いす席を使用する部分は、長いす席の正面幅を合計することなく、個々の長いす席ごとに算定すること。

立見席については、当該部分の床面積を0.2㎡で除して得た数とすること。

イ 市又は町内自治会が設置し、管理する公民館等についての収容人員の算定は、次の各号に適合する場合、令別表第一（15）項に掲げる防火対象物に準じた取扱いをして差し支えない。

(ア) 延べ面積が300㎡未満の場合とすること。

(イ) 町内の会議、研修会等に使用するものであって営利活動には使用しないこと。

(2) (2) 項及び (3) 項の防火対象物

ア 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数については、次によること。

(ア) ボーリング場は、レーンに付属する固定いす席の数とする。

(イ) ビリヤードは、1 台につき 2 人とする。

(ウ) 麻雀は、1 台につき 4 人とする。

(エ) 碁・将棋は、備付け遊技具 1 台につき 2 人とする。

(オ) 釣り堀場は、釣り堀その周囲を 0.5m で除して得た数（小数点以下の端数は切り捨てる。）とする。

(カ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分 0.5 m につき 1 人として算定する。

なお、明確に限定できるものについては、その台数とする。

イ ボーリング場内にゲームコーナーがある場合は、当該コーナーの機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数を合算して収容人員を算定する。

ウ ディスコ及びダンスホールの踊りに供する部分は、その他の部分として 3 m² で除して算定する。

(注) バッティングセンター及びゴルフ練習場は、遊技場として取り扱わない。

エ 当該防火対象物については、「固定式のいす席」と明示されているが、このうち飲食店舗内に常備してあるいす席は、全て固定式のものとして取り扱うものとする。なお、この運用は、新築、改築時のみに適用し、その他の建築については適用しない。また、飲食店等の畳敷席部分の収容人員は、座布団の数等により算定することはできないものとし、消防法施行規則（以下「規則」という。）第 1 条の 3 により算定する。

(3) (4) 項の防火対象物

ア ショーケース、陳列棚などを置いている部分も床面積に入れること。

イ 飲食又は休憩部分に、固定いす又は固定的なものがある場合は 3 m² で除した数で算定する。

(4) (5) 項の防火対象物

ア 和式の宿泊室の前室は、宿泊室の一部として取り扱う。

イ 和式の宿泊室の収容人員の算定にあたっては、通常宿泊者 1 人当たりの床面積がおおむね 3 m² 程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。

ウ 一の宿泊室に洋式の部分と和式の部分（前室部分を含む。）とが併存するものは、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

エ 旅館・ホテル等内に集会、飲食又は休憩の用に供する部分が設けられているものであって、かつ、これらの部分が当該旅館・ホテル等の宿泊者以外の者も利用する実態にある場合には、これらの部分について規則第 1 条の 3 の表の令別表第一 (5) 項イに掲げる防火対象物の区分の三により算定し、全体の収容人員に合算すること。

オ 簡易宿泊所の中二階（棚状）式のものは、棚数をベット数とみなして算入すること。

カ 共同住宅等の収容人員の算定について

共同住宅等の収容人員の算定は、居住者の数により算定するとされているが、確

認申請時に居住者数は不明であるため、次の表により算定し、必要な消防用設備等の設置を指導するものとする。

住 戸 の 型	算 定 居 住 者 数 (人)
1K、1DK、1LDK、2DK	2
2LDK、3DK	3
3LDK、4DK	4
4LDK、5DK	5

※1 以降一室増すごとに 1 人増加する。

※2 単身者専用の住戸は、1 人と算定する。

(5) (6) 項の防火対象物

ア 病院等の乳幼児は、収容人員に含めること。

イ 病院が和室の場合は、旅館の和式の宿泊室の算定方法によること。

ウ 病院等の廊下を待合室にしている場合は、建築基準法施行令第 119 条に規定する最少幅員以外の部分で待合の用に供される部分を 3 m²で除して算定する。(表参照)

令第 119 条表抜粋

廊下の用途 \ 廊下の配置	両側に居室がある廊下における場合 (単位 m)	その他の廊下における場合 (単位 m)
病院における患者用のもの	1.6	1.2

(6) (7) 項の防火対象物

階単位に収容人員を算定する場合は、次によること。

ア 一般教室については、教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。

イ 特別教室等については、その室の最大収容人員とする。

ウ 一般教室と特別教室等が同一階に存する場合、それぞれの数を合算する。

(7) (9) 項の防火対象物

ア 蒸気浴場、熱気浴場等の特殊浴場に付属するトレーニング室、待合室等のサービス室は、休憩の用に供する部分として算定する。

イ 浴場には、釜場及び火たき場は含まれないこと。

(8) (10) 項の防火対象物

車両の駐車場の従業員には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者、例えば、食堂、売店の従業者等を含めること。

(9) (15) 項の防火対象物

ア スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については、プール、プールサイド、コート、打席部分、ロビー及びミーティングルームを人員算定のための床面積に算入すること。ただし、通行専用部分、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、算入しないこと。

イ 理容院、美容院、エステサロン、ネイルサロン、接骨院、整体院その他待合室が在し、従業員が客を作業する部分に誘導し、サービスを実施する営業形態のもの算定については、理容及び美容のための椅子の数、施術のためのベッドの数及び待合の用に供する部分の面積の合算とすることができる。